この書類は下書きです。法務局への提出は司法書士の先生が行います。内容のご確認と、実際の申請の手続きは、必ず司法書士の先生にご依頼ください。　**最終確認者：ご依頼先の司法書士の先生。**

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書

１．会社法人等番号　　○○○○－○○－○○○○○○

１．フリガナ　　サンプルデジタル

１．商　　号　　株式会社サンプルデジタル

１．本　　店　　東京都渋谷区サンプル二丁目４番５号

１．登記の事由　　資本金の額の減少

１．登記すべき事項　　「資本金の額」金 90,000,000 円

「原因年月日」令和８年 10 月１日変更

１．登録免許税　　金 30,000 円

１．添付書類

株主総会議事録……1 通

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）１通

公告及び催告をしたことを証する書面……2 通

異議を述べた債権者はない

委任状……1 通

上記のとおり登記の申請をします。

令和８年 10 月６日

東京都渋谷区サンプル二丁目４番５号

申請人　株式会社サンプルデジタル

東京都世田谷区サンプル一丁目２番３号

代表取締役　藤本 彩

東京都○○区サンプル○丁目○番○号

上記代理人　司法書士　○○　○○　　㊞

連絡先の電話番号　03－○○○○－○○○○

東京法務局　渋谷出張所　御中

収入印紙貼付台紙

収入印紙

金 30,000 円分

（割印をしないで貼る）

収入印紙は割印をしないで、右側に寄せて貼ります。申請書（この台紙を含む）が２枚以上になるときは、つづり目に契印します（申請書に押した印と同じ印。代理人が申請するときは代理人の印）。

資料: 法務局「株式会社変更登記申請書（資本金の額の減少）」記載例（令和８年５月11日更新）

この書類の使い方（添え書き。法務局には出しません）

■ この書類は何か

資本金の額が変わったことを登記する申請書の素案です。法務局の記載例の形にそろえています。作成と法務局への提出は司法書士の先生が行います（司法書士法３条・73 条）。

■ いつ・誰が・何と一緒に

・いつまでに: 効力発生日（令和８年 10 月１日（木））から２週間以内（会社法 915 条１項）。本件は令和８年 10 月 15 日（木）が期限で、令和８年 10 月６日（火）に申請する予定です。
・どこへ: 本店の所在地の法務局。渋谷区は東京法務局　渋谷出張所（〒150-8301 東京都渋谷区宇田川町１番 10 号（渋谷地方合同庁舎））です（東京法務局「不動産登記／商業・法人登記の管轄区域一覧」（2025 年５月 27 日更新））。
・登録免許税は申請１件につき３万円（登録免許税法 別表第一 第 24 号(1)ツ「登記事項の変更」）。収入印紙で納めます。

■ 手続きの中の位置（令和８年。太字がこの書類）

日付	すること	見本	数え方・根拠
７月 21 日（火）	取締役の決定（招集・債権者保護）	04	会社法 298 条・348 条２項
７月 24 日（金）	株主へ招集通知を発送	—	総会の１週間前まで（299 条１項）。間は９日
８月３日（月）	臨時株主総会で減資を決議	05・06	資本金の額の減少は特別決議（309 条２項９号）
８月４日（火）	官報へ掲載を申込み	07・08	併せ公告は申込みの翌日から 14 営業日が目安
８月 25 日（火）	官報に公告・債権者へ催告を発送	08	449 条２項
９月 28 日（月）	異議を述べられる期限	—	公告の翌日から１か月は９月 25 日（金）満了（民法 140・143 条）。催告の到着を見て９月 28 日（月）
10 月１日（木）	効力発生日	—	手続が済んでいなければ効力は生じない（449 条６項）
10 月６日（火）	**変更登記を申請**	**09**	２週間以内＝10 月 15 日（木）まで（915 条１項）

資料: 会社法・民法（e-Gov）、官報の取次店の目安（2026 年 11 月 17 日取得）、内閣府「国民の祝日」。日付はすべて平日

■ 添付書類と、どの見本に当たるか

添付書類	通数	見本	書き方・注
株主総会議事録	1	05	—
株主リスト	1	06	登記事項（資本金）の第１号議案について
公告をしたことを証する書面	1	08	掲載された官報（令和８年８月 25 日（火））
催告をしたことを証する書面	1	なし	催告書の控えに「上記のとおり債権者へ催告しました」と代表者が書き、債権者名簿を綴じる（記載例）
異議を述べた債権者への弁済等を証する書面	—	—	異議がなければ申請書に「異議を述べた債権者はない」と書く
委任状	1	なし	司法書士に申請を頼むとき（代表者が法務局に届け出た印を押す）
一定の欠損の額が存在することを証する書面	不要	—	定時株主総会の普通決議で減らすときだけ

資料: 法務局「株式会社変更登記申請書（資本金の額の減少）」記載例（令和８年５月 11 日更新）

■ 確かめること（□に印を付けながら）

□ 会社法人等番号は履歴事項全部証明書の右上の 12 桁（見本は〇で伏せた）。フリガナは片仮名で「株式会社」を除く（記載例）

□ 原因年月日は総会で決めた効力発生日。それまでに公告・催告の期間が満了しているか（会社法 449 条 6 項）

□ 異議を述べた債権者がいたら、弁済・担保の提供等を証する書面を添え、「異議を述べた債権者はない」の行を差し替える

□ 電子版の官報を「公告をしたことを証する書面」としてどの形で添えるか（印刷・電子データ）を先生に確かめる

□ 代表取締役の住所の行を書く（記載例 注 3）。代理人が申請するときは代表取締役の押印は要らない（記載例）

根拠: 会社法 449 条・915 条、商業登記法 46 条・70 条、商業登記規則 61 条、登録免許税法 別表第一 第 24 号(1)ツ（e-Gov 法令検索）。法務局「株式会社変更登記申請書（資本金の額の減少）」記載例（令和 8 年 5 月 11 日更新）。東京法務局「不動産登記／商業・法人登記の管轄区域一覧」（2025 年 5 月 27 日更新）。

最終確認者：ご依頼先の司法書士の先生（記載内容・手続）。株主・金額・日付などの事実は会社が確かめます。